

2020年2月27日

各 位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名 執行役員 加藤 篤志
(コード番号 3468)

資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長 菅野 顕子
TEL: 03-5425-1340

さくら総合リート投資法人の投資主であるライオンパートナーズ合同会社が招集した投資主総会
(2019年8月30日開催)に係る決議取消訴訟の判決等に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、さくら総合リート投資法人(以下「さくら総合リート」といいます。)より、さくら総合リートを被告として提起されていた投資主総会決議取消訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)について、本日、東京地方裁判所より下記のとおり判決の言い渡しがあったとの報告を受けましたのでお知らせいたします。なお、さくら総合リート及びさくら総合リート執行役員に対して申し立てられていた、投資主総会決議取消請求権を被保全権利とする、執行役員の職務執行停止・職務代行者選任に関する仮処分命令の申立てについても、本日、東京地方裁判所がこれを却下する決定を下したとの報告を受けましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の経緯

さくら総合リートの投資主であるライオンパートナーズ合同会社が、2019年6月28日付の関東財務局長の招集許可決定に基づき招集した、さくら総合リートの臨時投資主総会(2019年8月30日午前10時開始)の決議について、さくら総合リートの投資主であるGalaxy JREIT Pty Ltd(ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド)が、投資主総会の招集の方法及び決議の方法に法令違反又は著しい不公正が認められる等と主張し、当該投資主総会において承認可決された第2号議案乃至第4号議案の決議取消しを求め提起したものです。

2. 判決の内容

判決は、原告(ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド)の請求を棄却するとの内容でした。

3. 訴訟を提起した当事者

- (1) 名称: ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド
- (2) 所在地: オーストラリア、ニューサウス・ウェールズ州、シドニーライムストリート15 4階
- (3) 代表者の役職・氏名: 代表社員 ニール・アールジェイ・ウェレット

4. 判決のあった年月日及び裁判所
(1) 判決日：2020年2月27日
(2) 裁判所名：東京地方裁判所

5. 今後の見通し

本件訴訟については、判決により公正かつ妥当な判断が示されたと考えています。なお、現時点において、本件訴訟の判決による本投資法人の業績への影響はありません。

本投資法人は、さくら総合リートとの合併に関する協議を進めてまいります。今後、適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://starasia-reit.com>